

食品安全委員会（第８９５回会合）議事概要

日 時：令和５年４月１１日（火） １４：００～１４：２９
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長ほか６名出席
動画配信：一般８名

- （１）農薬第四専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「シンナムアルデヒド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→浅野委員及び事務局より説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- （２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「ジクロロメゾチアズ」に係る食品健康影響評価について

→事務局より説明

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、「ジクロロメゾチアズの許容一日摂取量（ADI）を1.2mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品・飼料添加物「エトパベート」に係る食品健康影響評価について

→事務局より説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「エトパベートは、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の３（３）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「DIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局より説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「DIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「DIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局より説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ」についても、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。